

「NEP 事業の運営を通じた支援の高度化に係る業務」  
公募要領

(2023年3月27日)

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構  
イノベーション推進部

### 【受付期間】

2023年3月27日(月)～2023年4月25日(火) 正午 アップロード完了

### 【提出先および提出方法】

■Web 入力フォームから、必要情報の入力と提出書類のアップロードを行ってください。

＜Web 入力フォーム＞

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/x5epf14twd7u>

■他の提出方法（持参・郵送・FAX・電子メール等）は受け付けません。

■再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。

■提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は、全資料を提出してください。

■アップロードするファイルは、全てPDF形式ですが、一つのzipファイルにまとめるなど、公募要領の指示に従ってください。なお、各ファイルにパスワードは付けないでください。

### 【留意事項】

■登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されます。受付番号が表示されるまでを、受付期間内に完了させてください。

■入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。

■アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、予めご了承ください。

■通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

「NEP 事業の運営を通じた支援の高度化に係る業務」の公募について  
(2023年3月27日)

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、下記調査事業の実施者を一般に広く募集いたしますので、本調査について受託を希望する方は、本要領に従い応募してください。

本事業は、2023年度、2024年度及び2025年度の政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容や予算規模、採択後の実施計画、概算払いの時期等が変更されることがあります。

1. 件名

「NEP 事業の運営を通じた支援の高度化に係る業務」

2. 調査内容／事業概要

(1) 背景及び目的

我が国の開業率は諸外国と比較して低い水準にあり、新規起業・スタートアップを起点に、経済を活性化させていくことができていない。産業の新陳代謝を活性化させるためには、スタートアップの量産が必要不可欠であり、起業を促すための施策が必要である。

起業が少ない原因として、起業家マインドを育てる環境が未だ十分でないことが考えられ、起業を促すための人材育成・アントレプレナー支援プログラムを拡充し、地方も視野に入れて裾野を拡大していくことが必要である。特に、ディープテック分野では、大学等において、優れた技術シーズを掘り起こす新たな施策が必要である。

加えて、我が国の大学は、米国と比較すると、取得特許数に比してスタートアップ設立数が少ない傾向にあり、良い技術シーズがあっても事業化する意識が低いことや、代わりに事業化・事業運営する人材が少ないことがその要因の一つとなっている。以上のことから、研究開発型スタートアップ企業の活性化に向けては、日本のスタートアップエコシステムの底上げとともに、大学等にあるシーズの掘り起こしの確度を高め、新規産業・雇用の創出に繋げることが重要である。

その問題意識の下、ディープテック分野での人材を発掘し、起業家を育成することにより、研究開発型スタートアップの創出、育成を図り、経済活性化、新規産業・雇用の創出につなげることを目的とし、「研究開発型スタートアップの起業・経営人材確保等支援事業 / ディープテック分野での人材発掘・起業家育成事業(NEP)」を実施する。

本公募では、NEP 事業に採択された事業者（以下「NEP 事業者」という。）に対する支援や事業全体の円滑な実施のための NEP 事業の運営支援業務を行い、当該業務を通じて起業家等に対する最適な支援のあり方等を取りまとめる者を公募するものである。

(2) 調査内容

NEP 事業はディープテック分野の若手人材による技術シーズを活用したアイデアに基づく事業モデルの具体化や構築の支援を目的とした「開拓コース」及び起業家候補人材による技術シーズに基づく起業促進や事業化の加速等に対する支援を目的とした「躍進コース」の2コースがある。NEP 事業を円滑に運営するための支援業務を通じ、事業モデルの構築や起業を目指す個人・チームや起業直後のスタートアップに対する最適な支援のあり方に関して、課題抽出・改善の提案を行うこと。詳細については別紙の仕様書のとおり。

### (3) 調査期間

NEDO が指定する日（2023 年 6 月頃予定）から 2025 年 9 月 30 日

### 3. 応募要件

次の（1）から（3）までの全ての条件を満たすことのできる、単独ないし複数で受託を希望する企業等とします。

- （1）ディープテック分野の技術又は関連技術についての調査／事業実績を有し、かつ、調査／事業目標の達成及び調査／事業計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- （2）当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- （3）反社会勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。

### 4. 募集要項

<b>技術・事業分野</b>	分野横断的公募事業	<b>プロジェクトコード</b>	P23007
<b>事業名</b>	研究開発型スタートアップの起業・経営人材確保等支援事業		
<b>事業分類</b>	調査等		
<b>対象者</b>	企業（団体等を含む）		
<b>公募期間</b>	2023 年 3 月 27 日～2023 年 4 月 25 日		
<b>仕様書および提出書類</b>	・仕様書 ・（様式 1）提案書 ・別添 1～3		

### 5. 提案期限及び提出先

仕様書および本公募要領に従って「提案書」を作成し、その他提出書類とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。ただし、NEDO から別途指示があった場合は、この限りではありません。

#### (1) 提出期限

2023 年 4 月 25 日（火）正午必着

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDO ウェブサイトにてお知らせいたします。

#### (2) 提出先 : Web 入力フォーム

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/x5epf14twd7u>

#### (3) 提出方法

「4.（2）提出先」の Web 入力フォームで以下の①～⑮を入力いただき、⑯に提出資料をアップロードしてください。アップロードするファイルを提出書類毎に作成し、全て PDF 形式で、一つの zip ファイルにまとめてください。

提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。再提出の場合は、全資料を再提出してください。

提出された提案書を受理した際には、代表法人連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

#### ■入力項目

- ①代表法人番号（13桁）
- ②代表法人名称
- ③代表法人連絡担当者氏名
- ④代表法人連絡担当者職名
- ⑤代表法人連絡担当者所属部署
- ⑥代表法人連絡担当者所属住所
- ⑦代表法人連絡担当者電話番号
- ⑧代表法人連絡担当者Eメールアドレス
- ⑨調査目標
- ⑩提案する方式・方法の内容（要約）
- ⑪調査課題（要約）
- ⑫調査実績（要約）
- ⑬提案額（提案総額を入力）
- ⑭共同提案法人名（複数の場合は、列記）
- ⑮初回の申請受付番号（再提出の場合のみ）
- ⑯提案書類（提案書類一式のアップロード）

#### （4）提出書類

以下の（ア）～（オ）を一式にまとめた zip ファイルをご提出ください。（25MB 以内）

なお、その zip ファイルにパスワードは設定しないでください。

（ア）提案書（様式1）

（イ）別添資料1～2

（ウ）会社経歴書（NEDO と過去1年以内に契約実績がある者については提出不要）

（エ）直近の事業報告書及び直近3年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）

※審査の過程で必要に応じて財務に関する追加資料の提出を求める場合があります。

（オ）（該当があれば提出）NEDO が提示した契約書（案）（本公募用に特別に掲載しない場合は、標準契約書を指します）に合意することが提案の要件となりますが、契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書を添付してください。

調査委託契約標準契約書

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>

#### （5）提出にあたっての留意事項

- ・提案書は日本語で作成してください。
- ・再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ・提出期限内に、「登録、応募内容確認、送信ボタンの押下、受付番号の表示」までを完了させてください。

- ・ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ・ 「3. 応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は不受理扱いとします。（「不備がある提出書類」とは、提出期限までに修正できない場合、受理後に不備が発覚した場合等を含みます）
- ・ 提出された書類は、返却いたしません。

## 6. 秘密の保持

NEDOは、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿って定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、採択審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。

## 7. 委託先の選定

### (1) 審査の方法について

外部有識者による採択審査委員会とNEDO内の契約・助成審査委員会の二段階で審査します。

契約・助成審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき最終的に実施者を決定します。必要に応じてヒアリング審査や資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

### (2) 審査基準

採択審査については以下の基準にて審査を行います。

- 調査の目標がNEDOの意図と合致していること。
- 調査の方法、内容等が優れていること。
- 調査の経済性が優れていること。
- 関連分野の調査等に関する実績を有すること。
- 当該調査を行う体制が整っていること。
- 経営基盤が確立していること。
- 当該調査等に必要な研究員等を有していること。
- 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。
- ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況。<sup>1</sup>

### (3) 委託先の公表及び通知

#### ①採択結果の公表等

採択した案件（実施者名）はNEDOウェブサイト等で公表します。不採択とした案件については、公表は行わず、その旨を提案者のみへ通知します。

#### ②採択審査委員の氏名の公表について

<sup>1</sup> 平成28年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第24条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に対しては加点評価されることとなります。

採択審査委員の氏名は、採択時に公表します。

### ③採択条件

採択に当たって条件（実施体制の変更等）を付す場合があります。

## 8. 留意事項

### (1) 契約及び委託業務の事務処理等について

新規に調査委託契約を締結するときは、最新の調査委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。なお、利用に際しては利用規約 (<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>) に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

#### 【参考】

- ・委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・委託事業の手続き：マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

### (2) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（詳細は別添1）

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況を記載していただきます。

### (3) NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（詳細は別添2）

提案書の実施体制に記載する全ての提案者（再委託等は除く）において、調査委託業務を遂行する上で取得又は知り得た保護すべき一切の情報（機微情報）に関して、機微情報の保持に留意して漏えい等防止する責任を負うことから、提案時又は契約締結時に予定する関係規程の整備や機微情報を取扱う者の体制の構築等についての確認表を提出していただきます。

なお、情報管理体制等を有することを提案者の応募要件としているため、全ての確認項目に対して、採択後の契約締結時までに対応する必要があります（仮に、契約締結時まで未対応の場合には応募要件を満たさなかったものとして不採択扱いとなります）。

### (4) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表（詳細は別添3）

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、採択決定後、NEDOとの関係に係る情報をNEDOのウェブサイトで公表することがありますので御了知ください。なお、本公募への応募をもって同意されたものとみなします。

### (5) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制\*が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

\*我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リ

スト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)又は特定類型<sup>\*</sup>に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

※非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

- c. また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります<sup>\*</sup>。本委託事業を通じて取得した技術等を輸出(提供)しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時までに、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

- d. 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。

- ・ 安全保障貿易管理(全般) <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>  
(Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>)
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程  
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 安全保障貿易ガイダンス(入門編)  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)  
[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)
- ・ 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/manual.pdf>



## 9. 説明会の実施

公募説明会を以下の通り 2023 年 3 月 31 日（金）に開催します。参加希望の方は、下記「申し込みページはこちら」より登録ください。また、同じ所属機関からの参加においても参加者毎にご登録ください。メールでの参加申し込みは受け付けておりません。

なお、説明会は事務局記録用に録音・録画いたします。

開催日	時間	実施方法	申し込みページ
3 月 31 日(金)	14 時 05 分～15 時 00 分 (14 時 00 分より待機可能)	Microsoft Teams	<a href="#">申し込みページはこちら</a>

## 10. 問い合わせ先

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部 NEP 事務局

E-mail : NEP@nedo.go.jp

※お問い合わせは E-mail のみで受け付けます。